

外為令の許可対象技術一覧表（「はみ出し技術」確認用）

2019年1月現在

外為令 別表 項番	役務取引許可対象技術 及び技術内容				備考	
		設計	製造	使用		
1 武器						
	輸出令別表第1の1の項の貨物の技術	○	○	○		
2 原子力						
(1)	輸出令別表第1の2の項の貨物の技術	○	○	○		
(2)	数値制御装置（NC）の技術			○	◎	
3 化学兵器						
(1)	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物の技術	○	○	○		
(2)	輸出令別表第1の3の項(2)の貨物の技術	○	○	○		
3の2 生物兵器						
(1)	輸出令別表第1の3の2の項(1)の貨物の技術	○	○			
(2)	輸出令別表第1の3の2の項(2)の貨物の技術	○	○	○		
4 ミサイル						
(1)	輸出令別表第1の4の項の貨物の技術	○	○	○		
(2)	ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の技術	○			◎	
(3)	ロケット又は無人航空機搭載用電子計算機の技術			○		
(4)	オートクレーブの技術			○		
(5)	原料ガス定着装置の技術			○		
(5)	原料ガス定着装置の技術			○		
5 先端材料						
(1)	輸出令別表第1の5の項の貨物の技術	○	○			
(2)	輸出令別表第1の5の項の貨物の技術			○		
(3)	セラミック又はその材料物質の技術	○	○		◎	
(4)	ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの技術	○	○			
(5)	ゴム状のふっ素化合物の技術	○	○			
(6)	（削除）		○			
(7)	複合材料の技術	○				
(8)	電波吸収材又は導電性高分子の技術			○		
6 材料加工						
(1)	輸出令別表第1の6の項の貨物の技術	○	○			
(2)	輸出令別表第1の6の項の貨物の技術			○		
(3)	数値制御装置又はコーティング装置の技術			○	◎	
(4)	金属加工用装置又は工具の技術	○		○		
(5)	液圧式引張成形機の技術	○	○			
(6)	NC装置の附属装置の技術	○				

外為令 別表 項番	役務取引許可対象技術 及び技術内容				備考
		設計	製造	使用	
7 エレクトロニクス					
(1)	輸出令別表第1の7の項の貨物の技術	○	○		
(2)	輸出令別表第1の7の項(16)の貨物の技術			○	
(3)	集積回路の技術	○	○		◎
(4)	超電導材料を用いた装置（電子素子）の技術	○	○		
(5)	電子管又は半導体素子の技術	○	○		
8 コンピュータ					
(1)	輸出令別表第1の8の項の貨物の技術	○	○	○	
(2)	電子計算機若しくは附属装置の技術	○	○	○	◎
9 通信関連					
(1)	輸出令別表第1の9の項の貨物の技術	○	○	○	
(2)	輸出令別表第1の9の項(1)から(3)、(5)から(6)の貨物の技術	○	○	○	◎
(3)	通信用に設計したマイクロ波用集積回路の技術	○	○		
(4)	超伝導材料を用いた通信装置の技術	○	○		
10 センサー・レーザー					
(1)	輸出令別表第1の10の項の貨物の技術	○	○		
(2)	輸出令別表第1の10の項(2)、(9)から(11)又は15の項(7)の貨物の技術			○	◎
(3)	光学部品の技術		○		
(4)	レーザー発振器の試験装置の技術	○	○	○	
(5)	削除				
(6)	レードームの技術	○	○		◎
(7)	レーザー光に対する物質耐久性試験装置又はその試験に用いる標的の技術	○	○	○	
11 航法関連					
(1)	輸出令別表第1の11の項の貨物の技術	○	○		
(2)	輸出令別表第1の11の項(1)から(4の2)の貨物の技術			○	◎
(3)	削除				
(4)	アビオニクス装置の技術	○	○	○	
12 海洋関連					
(1)	輸出令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物の技術	○	○		
(2)	輸出令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物の技術			○	
(3)	プロペラの技術	○	○	○	◎

外為令 別表 項番	役務取引許可対象技術 及び技術内容	製造			備考
		設計	製造	使用	
13 推進装置					
(1)	輸出令別表第 1 の 13 の項の貨物の技術	○	○		
(2)	輸出令別表第 1 の 13 の項の貨物の技術			○	
(3)	ガスタービンエンジンの技術	○	○	○	◎
(4)	航空機の技術	○	○		
(5)	ディーゼルエンジンの技術	○	○		
14 その他					
	輸出令別表第 1 の 14 の項の貨物の技術	○	○	○	
15 機微品目					
(1)	輸出令別表第 1 の 15 の項の貨物の技術	○	○		
(2)	削除				
(3)	水中探知装置の技術			○	◎
(4)	慣性航法装置の技術			○	
(5)	ジャイロ天測航法装置又は天体・人工衛星の自動追跡による位置・針路測定装置の技術			○	
(5 の 2)	水中ソナー航法装置の技術			○	
(6)	ガスタービンエンジンの部分品の技術	○	○		

注記

*表中、網掛けになっている項目（備考欄に◎表示）は、貨物の該非とは関係なく規制されるものです
 経済産業省のHPに掲載されている[貨物・技術の合体マトリクス表](#)のエクセルシートの下部に記載されています。